

【規格名（和名）】

口腔診査情報標準コード仕様

【規格名（英名）】Japan Dental Association Oral
Examination Standard Code**【規格の目的、概要（ユースケースを含む）】**

災害時の身元確認に歯科情報が有用であることが明らかになっています。しかし、身元確認に必要な歯科情報を電子的に取り扱うための取り決めがなく、標準化されていない状況でした。そこで、口腔状態を表す口腔診査情報の項目とそのコード仕様、情報交換の仕組みを定義し、歯科診療に伴う最新の口腔状態の記録あるいは歯科健診の記録を「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」として電子的に保存、身元確認時の生前歯科情報とするための規約が先ず検討されました。その後、2013年度～2015年度 厚生労働省委託事業「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」、2016年度 厚生労働省委託事業「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」、2017年度・2018年度厚生労働省委託事業「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」および2015年度～2016年度厚生労働科学研究費補助金「歯科診療情報に関わる電子用語集構築とその有効性検証に関する研究」での検討を経た成果として、本仕様が作成されるに至りました。

歯科診療や歯科健診（検診）など様々な場面の歯科情報を本仕様に準拠して電子化し、「口腔状態スナップショット（最新の口腔状態）」として標準化した形式でデータ出力すれば、身元確認に必要な歯科情報が含まれることとなり、生前歯科情報として蓄積することが可能となります。そして、災害時等のご遺体の歯科情報も本仕様に準拠して電子化し、検索・比較す

ることで迅速な身元確認が可能となります。

また、口腔診査情報は医療連携や歯科健診でも使われることから、本仕様では、かかりつけ連携手帳、乳幼児歯科健診、学校歯科健診、成人歯科健診等で使われる口腔診査の項目も広く収載しており、身元確認以外でも医療連携や歯科健診など様々な場面で口腔診査情報の情報を電子的に交換ができるようになっています。

【規格の適用領域】

本仕様は、歯科レセプトコンピュータ、歯科電子カルテ、地域医療情報連携システム、歯科健診システム等に実装され、電子的に口腔診査情報を交換する身元確認や医療連携、歯科健診の場面で使用されます。

【関連他標準との関係】

本仕様で扱う歯式データはレセプト電算処理歯科システムの歯式マスター（社会保険診療報酬支払基金）、病名データは厚生労働省標準規格「HS005 ICD10 対応標準病名マスター」及び「HS013 標準歯科病名マスター」に準拠しています。

本仕様では、身元確認の国内標準となっている大規模災害時の歯科医師会行動計画（日本歯科医師会）・デンタルチャートの項目及び国際的なインターポール災害犠牲者身元確認（DVI）フォームの項目を収載し、大規模災害等にも対応できるようにしています。また、身元確認以外でも、医療連携では、「かかりつけ連携手帳（歯式）（日本医師会）」の項目、歯科健診では「母子健康手帳省令様式（厚生労働省）」や「児童生徒健康診断票（歯・口腔）（文部科学省）」等の標準的な歯科健診項目を広く収載しており、様々な場面で口腔診査情報の情報を電子的に交換ができるようになっています。

【規格の入手方法】

公益社団法人日本歯科医師会のホームページからダウンロード入手可能です。

<https://www.jda.or.jp/jda/business/#informmanage>

【メンテナンス状況】

公益社団法人日本歯科医師会の委託を受けた一般財団法人医療情報システム開発センターの口腔診査情報標準コード仕様メンテナンス委員会が適宜更新します。

【現在の改版状況】

口腔診査情報標準コード仕様
Ver.1.00 (2018年11月29日版)
初版